

山口県内企業への就職・山口市への移住を応援！

山口市地方就職学生支援補助金

山口県内の企業が実施する選考面接に参加した際の交通費・山口市への移転費を支援します。

対象要件・申請方法等の詳細はこちら！



✓ 補助対象者

東京都内に本部がある大学または大学院の東京圏（※）内のキャンパスに在学し、大学または大学院を卒業・修了後、山口県内の企業に就職し、山口市に移住する方。

※東京圏…東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県（条件不利地域を除く）

✓ 申請期間

卒業・修了日から1年以内かつ就業開始日から1年以内

※ただし、在学中に交通費を申請する場合は、就業開始予定日前1年以内であること。

✓ 対象経費

・選考面接に要した交通費…2万円

ただし、山口県以外の地域で実施された場合には交通費の実費の2分の1と2万円のいずれか低い額

・引っ越しに要した移転費…11万円

ただし、領収書の額が11万円に満たない場合は、領収書の額

※山口市への移住後、交通費と移転費を同時に申請可能です。

お問い合わせ・申請書の提出先

〒753-8650 山口市亀山町2番1号
山口市 商工振興部ふるさと産業振興課 人材確保支援担当
TEL:083-934-2645 FAX:083-934-2650
Eメール:furu@city.yamaguchi.lg.jp

主な対象要件

※下記以外にも要件がありますので、必ず市ウェブサイトをご確認ください。

●移住元に関する要件

- ・東京都内に本部がある大学または大学院の東京圏内のキャンパスに在学（原則４年以上、大学院については原則２年以上）し、この大学または大学院を卒業・修了していること（交通費については、在学中の場合も対象とする）。
- ・大学または大学院の卒業・修了年度において、東京圏内に継続して在住していること。

●移住先に関する要件

- ・山口市に移住したこと。ただし、交通費については、山口県内に所在する企業に就職することが内定している場合も対象とする。
- ・学生支援補助金の申請日から１年以上、継続して山口市に居住する意思を有していること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、卒業・修了後に上記内定企業に就職し、山口市に移住する意思を有していること。

●就業先に関する要件

- ・勤務地が山口県内に所在し、要件を満たす大学・大学院を卒業・修了してから１年以内に就職していること。
- ・官公庁等ではないこと。

●就業条件等に関する要件

- ・週２０時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。
- ・勤務地が山口市からの通勤が可能な地域であること。

申請書類

※以下の書類を提出してください。申請書様式は、市ウェブサイトからダウンロード可能です。

- (１) 山口市地方就職学生支援補助金交付申請書（別記第１号様式）
- (２) 誓約事項と個人情報の取扱い（別記第１号様式一別紙１）
- (３) 企業による就業・内定証明書（別記第２号様式）
- (４) 山口県内を中心とした勤務を基本とする採用であることが確認できる資料（募集要項等）
- (５) 交通費、移転費の領収書及び本人確認書類
- (６) 卒業・修了証明書（在学中の交通費申請の場合は在学証明書）
- (７) 移住元の住所を確認できる書類（申請者の住民票等）
- (８) 転入後の住民票の写し（在学中の交通費申請の場合は、転居予定の住所を確認できる書類）
- (９) 本補助金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し（金融機関名・支店名・口座種類・口座番号・店番号・名義人名が確認できるもの）
- (10) 市税の滞納がないことの証明書
- (11) 市長が必要と認める書類

申請の流れ

就職
内定

移住・
就職

交付
申請

決定
通知

請求

支払い

現況届
の提出

※以下の場合には補助金の返還対象となりますので、ご注意ください。

- 申請、転入または就業のいずれか遅い日から１年以内に山口市から転出した場合
- （在学中の交通費申請の場合）申請から１年以内に対象の就職先に就職しなかった場合
- （在学中の交通費申請の場合）申請から１年以内に山口市に転入しなかった場合（申請時に既に山口市に住民票がある場合を除く）
- 就業から１年以内に対象の就職先を辞めた場合
- 虚偽の申請等をした場合